豊中市伊丹市クリーンランド環境学習事業運営等業務委託

プロポーザル実施要領

豊中市伊丹市クリーンランド

目　次

１．目　　的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P-１

２．対象業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P-１

３．日　　程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P-１

４．参加資格要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P-２

５．募集及び現地説明会等・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P-２

６．企画提案書作成要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P-３

７．審査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P-５

８．二次審査の結果通知及び公表・・・・・・・・・・・・・・・　P-８

９．失格事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P-８

10．契約に関する基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P-９

11．留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P-９

12．問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P-１０

別紙 ①（参加申込書に関する提出書類：様式第１号～様式第３号）

②（参加申込及び企画提案等に関する質問書：様式第４号）

③（審査結果の通知書：様式第５号～様式第６号）

④（企画提案書に関する提出書類：提案様式１～提案様式７）

豊中市伊丹市クリーンランド環境学習事業運営等業務委託
プロポーザル実施要領

１．目　的

この実施要領は、豊中市伊丹市クリーンランド（以下「クリーンランド」という。）が発注する環境学習事業運営等業務委託の契約にあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により最優秀提案者（契約予定者）を選定する場合において、遵守すべき事項を定め、契約の公正性及び客観性を確保することを目的としています。

２．対象業務

（１）業務名

豊中市伊丹市クリーンランド環境学習事業運営等業務

（２）業務内容

クリーンランドが両市市民の交流拠点として、多様な環境学習メニューを提供し、市民との協働による循環型社会の形成を推進し、環境にやさしい３R（リデュース・リユース・リサイクル）のライフスタイルづくりをめざして、令和９年度から３年間に亘り継続的に以下の業務を行う。

１）リサイクルプラザとごみ焼却施設を合せた一体的な環境学習業務の提案と実施

２）クリーンランドにおける学習プログラムの開発・提案と実施

３）両市の市民や小中学生、事業者等を対象とした、環境学習業務における「SDGｓ」の取組みやデジタル化など、新たな事業展開に関する企画・提案と実施

４）その他業務については、別紙、「業務委託仕様書」参照

（３）業務実施期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までの３年間

（４）予算額

委託料の上限は、総額　金 57,270,000 円（内消費税及び地方消費税は含まない。）

年額の上限は、　令和 9 年度　19,090,000 円

令和 10 年度　19,090,000 円

令和 11 年度　19,090,000 円

（５）所管担当課

クリーンランド再資源・搬入課

３．日　程

1	公募	令和 8 年 11 月 12 日（木）～11 月 18 日（水）
2	現地説明会	令和 8 年 11 月 19 日（木）（ごみ焼却施設 6 階第 3 会議室）
3	質問の受付	令和 8 年 11 月 13 日（金）～11 月 20 日（金）
4	質問に対する回答	令和 8 年 11 月 30 日（月）
5	参加申込書・企画提案書の提出	令和 8 年 12 月 1 日（火）～12 月 10 日（木）
6	一次審査（書類選考）	令和 8 年 12 月 23 日（水）

7	一次審査結果通知	令和 8 年 12 月 24 日（木）
8	二次審査　（プレゼンテーション）	令和 9 年 1 月 14 日（木）（ごみ焼却施設 7 階大会議室）
9	二次審査結果通知（最優秀提案者）	令和 9 年 1 月 15 日（金）
10	契約締結	令和 9 年 1 月 29 日（金）
11	業務実施	令和 9 年 4 月 1 日（木）

４．参加資格要件

参加資格者については、環境問題を活動分野としている法人又は団体等で、参加申込書の提出期日において、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

（１）活動拠点が大阪府・兵庫県及び近隣県域内の何れかで、環境問題をテーマに取り組んでいること。

（２）環境問題に関する取組み実績を１年以上有すること。

（３）法人又は代表者が次の事項に該当しないこと。

１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する団体。

２）暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成 25 年豊中市条例第 25 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に、該当すると認められる団体。

３）豊中市から、豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置（国または豊中市以外の地方公共団体からの同様の措置を含む。）を受けていないこと。

４）豊中市から、豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に、基づく入札参加除外措置（国または豊中市以外の地方公共団体からの同様の措置を含む。）を受けていないこと。

５）労働関連法に違反し、官公庁から摘発または勧告等を受けている団体。

６）会社更生法及び民事再生法等により、更生または再生手続きを開始している団体。

７）租税公課を滞納している団体。

５．募集及び現地説明会等

（１）実施要領の配布

本プロポーザルへの参加を希望する団体は、令和８年１１月１２日（木）から１１月１８日（水）（但し、土曜日、日曜日、祝日を除く。）までの午前９時から午後５時までの間、クリーンランド再資源・搬入課（焼却施設６階事務室）において、豊中市伊丹市クリーンランド環境学習事業運営等業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等を配布します。

また、クリーンランドホームページから、公募開始日の１１月１２日（木）より、ダウンロードすることができます。

（２）資料の配布

募集期間内に、以下の資料を配布します。

【クリーンランドで配布する資料】

①ごみ焼却施設（パンフレット）

②リサイクルプラザ（パンフレット）

【クリーンランドホームページからも、ダウンロードできる資料】

①豊中市伊丹市クリーンランド環境学習事業運営等業務委託プロポーザル実施要領

②豊中市伊丹市クリーンランド環境学習事業運営等業務委託仕様書

③年報資料「ひと目で分かるクリーンランド」

④豊中市伊丹市クリーンランド環境学習基本方針

⑤豊中市伊丹市クリーンランド環境方針

⑥豊中市伊丹市クリーンランド全体平面図

（３）現地説明会

１）開催日時

令和８年１１月１９日（木）午後1時３０分 から

※）現地説明会に出席しない団体は、審査対象外となりますので、必ず出席してください。

２）開催場所

ごみ焼却施設　６階　第３会議室

（４）質問及び回答

１）質問の受付期間

令和８年１１月１３日（金）午前９時から１１月２０日（金）午後５時までとします。

２）質問書及び送付先

参加申込書及び企画提案書等に関する質問は、別紙（様式第４号）の質問書に記載のうえ、提出先のメールアドレス又はＦＡＸ番号あてに送信してください。

また、送信後は送信した旨を必ず電話連絡してください。

なお、電話での質問の受付けはいたしません。

３）回答方法

質問の回答は、令和８年１１月３０日（月）に、クリーンランド再資源・搬入課より、メール又はファックスにて現地説明会参加者へ一括回答いたします。

６．企画提案書作成要領

本プロポーザルに参加を希望する団体は、実施要領並びに業務委託仕様書に沿って、クリーンランド環境学習事業の趣旨を理解したうえで、各提案様式の項目について記載してください。

（１）提出書類及び部数

１）共通事項

①Ａ４版普通紙を縦置き左綴じとし、文章は横書き、文字サイズは１１ポイント程度としてください。（Ａ３版を使用するときは、３つ折りで綴じてください。）

なお、カラー印刷及び両面印刷は可とし、各提案様式ごとにページ数を付してください。（表紙・目次についてはページ数に含みません。）

②企画提案の内容は、その考え方等について、文章、表及び図等で簡潔かつ明瞭に記述してください。

２）提出書類

下記の【提出書類一覧】に基づき、紙ベースで作成し提出してください。

【提出書類一覧】

区分	必要書類	部数
１．表紙（鑑）	プロポーザル参加申込書（様式第１号）	１部
２．団体の定款	定款（コピー）	１部
３．印鑑証明書	法人等の印鑑証明書	１部
４．誓約書	誓約書（様式第２号）	１部
５．処分歴等	公募日から過去３年以内の処分歴等（様式第３号）	１部
６．納税証明書	直近 1 年間の法人税・消費税及び地方消費税、法人市民税等 ※書類提出時点で発行後３ヵ月以内のものに限ります。	各１部

３）提出部数

参加資格者は、企画提案書の正本１部、副本７部を提出してください。なお、副本７部については、マスキング等の処理により、参加資格者の商号又は名称、代表者氏名などを匿名にし、判明しないようにしてください。

No	区分	必要書類	様式	提出部数
1	企画提案書（鑑）	印鑑は実印を押印すること。 個人の場合は、市町村長等が証明する代表者の印鑑。法人の場合は、法務局が証明する代表者の印鑑。ただし、令和 8 年度豊中市入札参加資格を有している者は、豊中市に届け出ている使用印鑑を押印すること	提案様式１	正本１部 副本７部
2	団体の事業概要	様式の記載事項に基づき記載すること。	提案様式２	正本１部 副本７部
3	団体の事業実績	様式の記載事項に基づき記載すること。	提案様式３	正本１部 副本７部
4	業務実施体制	様式の記載事項に基づき記載すること。	提案様式４	正本１部 副本７部
5	配置予定者の経歴等	様式の記載事項に基づき記載すること。	提案様式５	正本１部 副本７部
6	環境学習事業の考え方	様式の記載事項に基づき記載すること。	提案様式６	正本１部 副本７部
7	業務の実施計画	様式の記載事項に基づき記載すること。	提案様式７	正本１部 副本７部
8	見積書	任意様式とします（消費税は含まない）	－	正本１部

※　企画提案書の作成にあたっては、企画提案書（提案様式 １～ ７）の各様式に示す留意事項を確認してください。

（２）提出方法と提出期間

本プロポーザルに参加を希望する団体は、必要書類を持参又は郵送で提出してください。提出期間は、令和８年１２月１日（火）午前９時から１２月１０日（木）午後５時必着とします。郵送（書留郵便に限る。）の場合も、同様とします。但し、持参の場合は土曜日、日曜日は除きます。

（３）提出先

クリーンランド再資源・搬入課

（４）記入上の注意事項

①企画提案にかかる費用は、参加者の負担とします。

②企画提案は、１団体につき１案とします。

③企画提案書の内容について、確認の連絡をさせていただく場合がございます。

④提出書類は、返却しません。

（５）著作権等の取扱い等

実施要領に基づき提出される書類の著作権は、作成者に帰属するものとします。

但し、採用した提案書の著作権は、クリーンランドに帰属するものとします。

また、採用・不採用に関わらず、クリーンランドが本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用することができることとします。

７．審査方法

（１）審査委員会の設置

クリーンランド内に、「豊中市伊丹市クリーンランド環境学習事業運営等業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき、同審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置します。

（２）審査委員会の構成

６名で構成します。

（３）審査

１）一次審査（書類選考）

次の日程で、一次審査を行います。

ア）日　　時 ： 令和８年１２月２３日（水）

イ）結果発表

① 書類選考を行い、一次審査通過者（最大３団体）を決定します。

② 一次審査を通過した団体には、その旨と二次審査の案内、その他の参加者には、選外となった旨を、令和８年１２月２４日（木）に文書で送付するとともに、メール又はファックスでも通知します。

ウ）審査内容

一次審査（書類選考）では、企画提案書と見積書の内容について、参加団体ごとに点数評価を行い、評価点数の合計が高い上位３位までを選考します。

審査項目の配点は、

① ７頁及び８頁の表【審査項目と配点】の一次審査欄に示した配点とし、審査項目１）の配点を２５点、審査項目２）の配点を３０点、審査項目４）の配点を１０点とし、合計６５点満点とします。

但し、処分歴による減点項目に該当する場合は、審査項目２）から最大３点の減点を行います。

② 審査項目に対する採点は、各審査内容に基づき最高評価点を１０点とし、以下８点、６点、４点、２点の５段階区分とします。なお、最高評価点が５点の項目は、以下４点から１点までとします。

但し、審査項目４）については、１点から１０点までの１０段階区分とします。

③ 審査委員６人の合計点は、審査項目４）を含めて３９０点満点とし、最低基準点については、１９５点（満点の５割以上）とします。

なお、最低基準点に満たない参加団体は選外とします。

④ 第３位の評価点数が同点の場合は、審査項目の２）における評価点数の高い順に選定し、それでも同点の場合は、審査項目の１）、審査項目の４）における評価点数の高い順に選定し、それでも同点の場合は、審査委員会委員の合議により順位を選定します。

⑤ 参加者が１団体でも審査を行い、各審査委員の評価点合計が最低基準点以上であることを確認し、一次審査通過者として選定します。

一次審査での評価点数は、下記の二次審査における評価点数と合わせて集計されます。

２）二次審査（プレゼンテーション）

次の日程で、二次審査を行います。

ア）日　　時 ： 令和９年１月１４日（木）午後２時から

イ）開催場所 ： ごみ焼却施設　７階　大会議室

ウ）集合時間 ： 午後１時３０分（同施設　７階　議場控室：発表順の抽選及び事前説明等）

エ）発表方法

① 発表者は各団体とも３人以内とし、配置予定者の経歴等（提案様式５）に記載の常勤の者とします。

なお、プレゼンテーションは、非公開で実施します。

② 発表順は、当日会場にて抽選により決定します。

プレゼンテーションの時間配分は、説明時間２０分、審査委員との質疑応答を２０分とします。

③ 発表は、企画提案書の提案事項に基づき説明を行いますが、クリーンランドが用意する 75 インチ大型モニターまたはプロジェクター及びスクリーンを使用してのプレゼンテーションを可とします。

なお、パソコンは各団体で用意し、現地説明会時に接続確認をしてください。その他のＯＨＰ等の視聴覚機器は使用できません。

また、説明を補足するために新たな資料を配布する場合は、Ａ４又はＡ３サイズとし、枚数は２枚以内とします。（両面印刷可、部数は６部用意）

オ）欠席者の取扱い：二次審査に欠席した場合は、失格とします。

カ）審査内容

二次審査（プレゼンテーション）では、企画提案書の内容について各団体ごとに発表し、質疑応答を通して点数評価を行います。

審査項目の配点は、

① ８頁の表【審査項目と配点】の二次審査欄に示した配点とし、審査項目３）の配点を３５点満点とします。

② 審査項目に対する採点は、各審査内容に基づき最高評価点を１０点とし、以下８点、６点、４点、２点の５段階区分とします。なお、最高評価点が５点の項目は、以下４点から１点までとします。

③ 審査委員６人の合計点を２１０点満点とし、最低基準点については１０５点（満点の５割以上）とします。

なお、最低基準点に満たない参加団体は選外とします。

④ 参加者が１団体になった場合でも審査を行い、各審査委員の評価点合計が最低基準点以上であることを確認します。

キ）最優秀提案者の決定

① 一次審査（書類選考）の評価点数と二次審査（プレゼンテーション）の評価点数を合計し、最も高い評価点数の団体を評価順位１位とし、次に高い団体を２位として順位を決定します。

② 評価点数の合計が１位の団体を最優秀提案者（契約予定者）として、契約の交渉を行うものとします。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点数の合計が高い団体から順次交渉を行います。

③ 評価点数の合計が同点の場合は、審査項目の２）における評価点数の高い順に選定し、それでも同点の場合は、審査項目の３）、審査項目の１）、審査項目の４）における評価点数の高い順に選定し、それでも同点の場合は、審査委員会委員の合議により順位を選定します。

【審査項目と配点】

審　査　項　目	審　　査　　内　　容	一次	二次
		配点	配点
１）管理運営体制等に関する項目（２５点）	① 事業継続が可能な実効性のある運営体制か。緊急時対応が可能な体制か。	１０	―
	② 組織的に人材育成に取り組む計画はあるか。	５	―
	③ リスクマネジメントに取り組む姿勢はあるか。	５	―
	④ 環境問題及び環境教育に関する優れた取組み実績があるか。（過去5年）	５	―
２）企画提案に関する項目　合計（３０点）	① ３Rの推進を基本としたクリーンランド環境学習基本方針と整合している提案か。又、新たな提案があるか。	１０	―

	② 市民・事業者・行政等との協働性と独自ネットワークを活用した提案か。又、新たな提案があるか。	１０	―
	③ 両市の環境問題や循環型社会形成、SDGsの取組みなど社会的貢献につながる提案か。又、新たな提案があるか。	１０	―
＊ 処分歴等による減点	＊ 公募日から過去３年以内に処分歴があるか。 （＊1 下記参照）	０～ －３	－
３）プレゼンテーション項目（３５点）	① クリーンランドを拠点とした、独自性・創意工夫が見られるか。	―	１０
	② 提案内容の実現性と説明内容との整合性、計画性が見られるか。	―	１０
	③ 本事業の目的を理解し、長期的な視点で積極性を発揮する姿勢が見られるか。	―	１０
	④ 説明・質疑対応の明快さ、事業に対する意欲と熱意が見られるか。	―	5
４）見積額（１０点）	① 見積価格は委託料の上限額を踏まえ、最小経費で最大効果の観点から、妥当な金額か。 （＊2 下記参照）	１～ １０	

＊1　処分歴なし：0 点、処分が明けて 2 年以上 3 年未満：－1 点、処分が明けて 1 年以上 2 年未満：－2 点、処分が明けて 1 年未満：－3 点

＊2　提案金額が委託料の上限額からの減額率により、1 点から 10 点までの範囲で加点する。

８．二次審査の結果通知及び公表

（１）二次審査の結果については、令和９年１月１５日（金）に、二次審査の参加団体あてに文書で通知します。なお、審査内容や結果に関する異議は認めません。

（２）二次審査の結果については、「豊中市公募型プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき、クリーンランドホームページで公表します。

（３）電話等による結果の問い合わせは不可とします。

９．失格事項

以下の事項に該当する場合は、失格となります。

（１） 提出書類に虚偽の記載があった場合

（２） 応募提案の内容に関して、公正を欠いた行為があった場合

（３） 参加表明書の提出から契約締結日までに、参加資格要件に欠く事態が生じた場合

（４） 提案に関して談合等の不正行為があったとき。

（５） 他の提案者と応募提案の内容またはその意志について相談を行ったとき。

（６） 選定終了までの間に、他の提案者に対し応募提案の内容を意図的に開示したとき。
（７） 審査委員会委員に対して、直接・間接問わず故意に接触し、または接触を求めたとき。
（８） 提案上限額を超える提案を行った場合。

10. 契約に関する基本事項
（１） 最優秀提案者の選定後、速やかに企画提案を基にクリーンランドと協議のうえ、業務内容を確定（業務仕様書の作成）し、契約を締結します。
（２） 最優秀提案者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者を最優秀提案者とします。
（３） 本業務の受託者は、原則として契約保証金の納付を行うこととします。
１）契約保証金を納付する場合
契約金額の 100 分の 5 に相当する額以上をクリーンランドに納めていただきます。
２）契約保証金を免除するとき
①契約金額の 100 分の 5 に相当する額以上を保証金額として保険会社との間にクリーンランドを被保険者とする履行保険契約を締結していただきます。
②豊中市財務規則第 110 条第 3 号または第 6 号の規定に該当するとクリーンランドが認めたとき。

11. 留意事項
（１）本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とします。
（２）提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めません。ただし、審査委員会からの要請のあったものについてはこの限りでないものとします。
（３）提出された書類等は返却しないものとします。
（４）採用された提案書等の提出物の著作権は、クリーンランドに帰属するものとします。
（５）提出された提案書等は必要な範囲において複製することがあります。
（６）本プロポーザルは、最優秀提案者（契約予定者）の選定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではありません。
（７）提出書類の記入において令和８年度豊中市入札参加資格を有している者は、豊中市に届け出ている使用印鑑を押印してください。
（８）本プロポーザルにより、選定された法人又は団体等の内、豊中市入札参加資格登録が未登録の者は、速やかに豊中市入札参加資格登録の手続を行うものとします。
（９）本プロポーザル及び事務における透明性を確保するため、豊中市伊丹市クリーンランド情報公開条例第５条に基づく開示請求があった場合は、原則として次の事項について公開するものとします。
①参加者全員の商号又は名称
②事業予定者の商号又は名称
③資格要件を有すると認められなかった者の商号又は名称
(10) 審査結果後に本実施要領及び仕様書の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。

（11） 応募書類の作成及びその他の手続に使用する言語及び通貨は、日本語および日本国通貨に限るものとします。

（12）本実施要領に定めるほか、必要な事項についてはクリーンランドが定めるものとします。

12. 問い合わせ先

〒561-0806　　大阪府豊中市原田西町２番１号

豊中市伊丹市クリーンランド 再資源・搬入課

（電話）06-6841-5394　　（FAX）06-6845-6194

（メールアドレス）clean.saishigen@toyoitami-cleanland.jp